

# 社会福祉法人 燕市社会福祉協議会

## 役員・評議員及び各種委員の報酬等に関する規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人燕市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の理事・監事（以下「役員」という。）・評議員及び各種委員の報酬並びに費用弁償について定めるものとする。

### (役員及び評議員の報酬)

第2条 役員のうち、会長、副会長及び常務理事に対し、別表に定める報酬を支給する。

2 前項以外の役員及び評議員は、無報酬とする。

### (役員及び評議員の費用弁償)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員、役員が評議員会に出席したときは、別表に定める費用弁償を支払う。

2 役員が理事会出席以外及び評議員が評議員会出席以外で本会の運営のために、会長の命を受けてその業務にあたったときは、別表に定める費用弁償を支払う。

3 監事が本会の運営状況を指導又は監査の業務に出席したときは、別表に定める費用弁償を支払う。

4 前各項の規定に関わらず、常務理事並びに地方公共団体の職員には費用弁償を支払わないものとする。

### (福祉相談員の報酬等)

第4条 本会が開設する福祉相談所の福祉相談員（以下「相談員」という。）が業務に従事したときは、別表に定める報酬を支給する。

2 前項に規定する相談のほか、専門相談を実施した場合の相談員で資格を有する者の報酬は、その都度会長が定めるものとする。

3 相談員が、本会が開設する福祉相談所業務以外で本会の運営のために、会長の命を受けてその業務にあたったときは、別表に定める費用弁償を支払う。

### (部会員及び委員の費用弁償)

第5条 部会員及び委員が会議に出席したときは、別表に定める費用弁償を支払う。

2 部会員及び委員が会議出席以外で本会の運営のために、会長の命を受けてその業務にあたったときは、別表に定める費用弁償を支払う。

### (第三者委員の費用弁償)

第6条 第三者委員が苦情解決のための職務を行ったときは、別表に定める費用弁償を支払う。

(委 任)

第7条 この規程の定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、社会福祉法等の一部を改正する法律附則第20条の規定により、施行日以後最初に召集される定時評議員会の終結の時から適用する。

別表(第2条、第3条、第4条、第5条、第6条関係)

区 分	支 給 対 象	金 額
報 酬	会長(理事)	月 額 10,000 円
	副会長(理事)	月 額 5,000 円
	常務理事(理事)	月 額 200,000 円
	福祉相談員	日 額 4,000 円
費用弁償	理事・監事・評議員 福祉相談員 部会員及び委員 第三者委員	日 額 3,000 円